

函館工業高等専門学校学生委員会規程

平成7年12月25日

函高専達第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第17条第2項の規定に基づき、本校学生委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の生活指導に関すること。
- 二 学生の課外活動に関すること。
- 三 学校行事(教務委員会が所掌する事項を除く。)に関すること。
- 四 学生の表彰に関すること。
- 五 学生の処分及び指導処置に関すること。
- 六 学生の福利厚生に関すること。
- 七 学生会に関すること。
- 八 学生の育英奨学に関すること。
- 九 学生の各種コンテストに関すること。
- 十 学生の保健管理に関すること。
- 十一 その他学生の厚生補導に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 学生主事補
- 三 各学科(生産システム工学科を除く。), 一般系並びに生産システム工学科の各コース(以下「学科等」という。)の教員(前号に掲げる学生主事補が所属する学科等を除く。)
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

2 前項第三号に掲げる委員は、校長が指名する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(学生表彰部会)

第6条 本校学生の表彰に関する規程(昭和62年10月26日制定)に定める事項を具体的に審議するため、委員会に学生表彰部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、次の者をもって組織する。

- 一 学生主事
- 二 教務主事
- 三 寮務主事
- 四 専攻科長
- 五 学科長、一般系長
- 六 コース長(前号に掲げる学科長である者を除く。)

3 部会に部会長を置き、学生主事をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

5 部会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会の審議事項のうち、重要なものについては、本校運営会議の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 函館工業高等専門学校学生委員会に関する申合せ(昭和37. 9. 1制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第57号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校学生保健管理委員会(平成15年3月13日函高専達第19号)は廃止する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第58号)

- 1 この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 函館工業高等専門学校学生委員会表彰部会要項(平成15年4月1日学生委員会委員長裁定)は廃止する。

附 則 (令和 3 年 3 月 25 日函高専達第 12 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 24 日函高専達第 34 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。